

令和5年度第2回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更等について</p> <p>(1) 防災情報に関すること（作成）</p> <p>(2) 他の医療機関との連携に関すること（変更）</p> <p>2 令和4年度茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>3 個人情報保護委員会からの検査等結果の通知について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 委員の任期及び市民委員の公募について</p> <p>(2) 次回審議会の日程について</p>
日 時	令和5年10月30日（月）15時00分から16時15分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>委員 阿部秀尚（会長）、籠谷和弘、齋藤宙也、橋本博、山下昌弥</p> <p>事務担当課</p> <p>議題1</p> <p>(1) 防災対策課（富岡課長補佐、山下主任）</p> <p>(2) 医事課（高瀬課長、北澤課長補佐、小澤主任）</p> <p>事務局</p> <p>行政総務課 松岡課長、末永課長補佐、小林副主査、大曾根主任</p>
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

(会議の概要)

1. 開会

(1) 会議開会について

事務局から、会議の開会にあたり以下のとおり報告があった。

- ・ 三末委員、山本委員が欠席となること。
- ・ 半数以上の委員が出席しているため、情報公開・個人情報保護審議会規則第5条に基づき、本会議は適法に成立していること。
- ・ 本会議については茅ヶ崎市情報公開条例第20条の規定に基づき、公開とすること。

(2) 会議録について

事務局から、会議録の作成について以下のとおり報告があった。

- ・ 本会議については会議録作成及び公表のため録音されること。
- ・ 会議録の作成に当たっては、正確性担保のため、後日事務局から委員へ会議録の案を送付のうえ確認を依頼すること。

2. 議題1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更等について

(1) 防災情報に関すること（作成）

【事務担当課からの報告】

防災対策課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

新しく登録票を作成する事務の概要について説明する。

災害対策基本法及び茅ヶ崎市地域防災計画に基づき、災害情報を広く確実に伝達することを目的として、防災行政用無線の放送が自動的に配信される防災ラジオの有償配布を9月20日より実施している。この事務においては防災ラジオの普及を図るために重複購入を避けることが必要であり、対象者の氏名、住所、電話番号、年齢等の個人情報を取り扱う。これらの個人情報は、本人または代理人から申込みにより収集する。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- 令和5年9月20日以前は無償配布していたのか。
- 令和元年度から毎年約200台前後有償配布している。
- 5年前から有償配布とのことだが、「重複購入」というのは個人に対するものか。
- 基本的に市民、個人の方を対象としているが、事業者も購入可能である。
- 既に購入した事業者の方が同じ住所・氏名等で購入する場合にはその際に聞き取りを行うような対応か。

- 仰るとおり。
- 防災ラジオの耐用年数は何年か。
- 特に定めは無い。
- 5年くらいはもつものか。
- 基本的には使用していただくと考えている。交換可能な電池式であるため、内蔵の充電式バッテリーが消耗する等のことも起こらない。
- 3年くらいで壊れてしまった場合等の保証はあるのか。
- 保証期間は基本1年であるため、使い方にもよるかと思われるが壊れてしまった場合は改めて購入いただくことが考えられる。
- 個人情報の載った台帳を電子ファイルで持つことにあたっては、取扱いに十分留意していただきたい。

(2) 他の医療機関との連携に関すること（変更）

【事務担当課からの報告】

医事課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。事務を行う部署は市立病院の患者支援センターであり、ここで取り扱う事務は大きく二つに分かれる。一つ目は地域の医療機関から紹介を受けた患者の診療に関する事務、二つ目は市立病院での急性期医療を終えた患者を回復や療養のため地域の医療機関や施設へ紹介するいわゆる「逆紹介」に関する事務であり、今回の変更に係る部分は、二つ目の「逆紹介」の事務のうち病院間での転院調整となる。

転院調整の事務については、患者支援センターの職員が患者の状況に応じて候補となる複数の医療機関に電話やFAXで連絡を取りながら実施しているが、一件当たりの調整時間がかかりかかることが課題であった。

このことについて、一度に複数の医療機関に対して転院調整を行うことができるシステムが同じ二次医療圏域の藤沢市で稼働しており、本市にこのシステムへの参加打診があったことが今回の報告につながっている。

このシステムは藤沢市民病院を事務局とした藤沢市内の14の病院で令和3年11月から運用されている「クラウド型転院調整システム」であり、今年度、茅ヶ崎市・寒川町の各病院にも参加打診があり、システムの導入により、電話やFAXでの転院調整と比較して格段に効率的な調整が可能となることが見込まれるものとなる。

システムのセキュリティ面については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」への準拠、VPN回線の利用による通信秘匿性の確保、HPKI（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）と指紋認証を用

いた2要素認証によるシステム利用者の監視がされることとなる。また、システム上で取り扱われる個人情報については、複数の医療機関へ打診する際には匿名化され、転院が決まった場合にのみ転院先に対して個人情報が提供される、転院日の翌月末には当該患者情報がシステム上から自動削除されるなどの機能がある。これらのことから、十分に情報セキュリティや個人情報保護が確保されていると考える。

個人情報取扱事務登録票の変更の内容としては、「提供方法」の項目に、従来の郵送・口頭に加え、「クラウド型転院調整システム」を追加し、また「使用する「個人情報記録」欄に「転院患者台帳」を追加している。その他の項目については従来の電話、FAXにより事務を行っていたときと変わらない。

変更後の取扱いについては、令和5年12月11日から開始する予定である。

個人情報の取扱いについては、要配慮個人情報を取り扱っていることを強く認識し、十分に留意して事務にあたっていく。

【質疑応答】

- 氏名・住所・年齢のみならず病歴等の個人情報が取り扱われることから、非常に高いセキュリティを求められる事務であると考え。転院調整後翌月末にはシステム上から情報が自動削除されるとのことだが、削除機能にエラーが起きるようなことはないか。システム上から削除されたことの確認はどのように行われるのか。
 - システムにおいては、実際に転院した患者を一覧表として日付順に表示することができる。一覧表に情報が残っているものについては、転院完了した患者のページを表示して確認することができる。翌月末になっても削除されていないという状況であれば、契約業者に都度確認することを想定している。
- 提供する情報としては、電子カルテ上に記録された転院調整に必要な情報を紹介状とともに送るようなものか。
 - 仰るとおり。電子カルテとシステムの情報については、連動ができないと契約業者からは説明を受けており、情報をシステムに入力し直す作業が発生することが想定される。既にシステムを導入・稼働している藤沢市においても、都度電子カルテの情報をシステムに全て入力し直して必要な情報を送付していると聞いている。
- 個人情報を送付するときは専用の端末を用いるという認識で良いか。
 - システム専用の端末を用いる。
- 入力作業等を行うのは、市立病院の職員か、あるいは業者委託するものか。
 - 患者支援センターの職員、看護師又は社会福祉士のみが入力することを想定している。
- 委託することはないか。この頃よく派遣社員がデータをUSB等で持ち出して数万件を漏えいした等の事例を見聞きしており、このような高度なセキ

- セキュリティが求められるような事務においてそういったことが発生することを懸念している。
- 委託することはない。なお、システムの操作については操作権限を持つ個人のみが行う想定であり、委託業者等外部の者が操作することはできない体制になると考えている。
 - 患者支援センターを含む病院内の全職員に対しては、定期的に個人情報の取扱いに係る研修が行われているのか。要配慮個人情報については特に取扱いに配慮が必要だが、そのようなことも関わりのある方々全てに研修が行われているという認識で良いか。
 - 情報セキュリティ研修等のeラーニングの研修を年に1回必ず受講している。
 - 委託で来られている方も全員か。
 - 仰るとおり。
 - 転院調整システムに情報を入力することについて、患者からの同意はどのようなタイミングで行うのか。初診時等にあらかじめ確認するのか、実際に転院調整を行うときにそれぞれ確認するのか。
 - 患者支援センターのスタッフが患者本人又は家族と面談する際に確認する。システムの導入に当たっては、患者本人又は家族に対して、システム利用の趣旨及び個人情報の取扱いについてスタッフから直接説明をしたうえで同意をいただいた場合のみシステムを利用するという方針である。システムの利用に同意をいただけなかった場合は、従来の電話やFAXによる転院調整を行うことについて了承をいただくことを想定している。患者が転院可能になったタイミングで、本人又は家族に転院の必要性等について伝える面談があるため、その際に説明する形になると思われる。
 - 外部のシステムになるため、そのような形で都度確認いただくことが望ましいと考える。
- 要配慮個人情報を取り扱われ、また情報について入力し直すという作業もあるので、取扱いについて非常に気を遣って運用に当たっていただきたい。また、システムの稼働までの間、引き続きセキュリティや運用等適宜確認していただき、適切に準備を進めていただきたい。

3. 議題2 令和4年度茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

【事務局からの説明】

事務局から、次のとおり令和4年度の茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について資料（別冊「令和4年度 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」）に沿って報告があった。

令和4年度における、情報公開・個人情報保護に関する制度の運用状況がまとまったため、昨年度の行政文書の公開請求及び個人情報の開示請求の状況等について報告する。

報告書の2ページでは、行政文書の公開請求の件数について、過去5か年分を掲載している。

行政文書の公開請求とは、市が保有する行政文書の閲覧や写しの交付を求めることができる制度であり、誰でも請求することができる。令和4年度の請求件数は101件で、令和3年度と比較して3件減少した。公開請求の具体的な内容については、7ページから14ページに掲載している。

行政文書に記載された情報は必ずしも全て公開できる情報ばかりでないため、情報公開条例第5条の各号に該当する非公開情報が含まれる場合は全部非公開決定や一部公開決定の処分を行う。公開請求者はこのような決定処分に対して不服がある場合、行政不服審査法に基づき審査請求を行うことができる。

個別の審査請求の状況については15ページから21ページのとおりとなる。審査請求に対しては、別の附属機関である「情報公開・個人情報保護審査会」に実施機関が諮問する。審査会は、非公開や一部公開の処分が妥当であったかを調査・審理した上で答申し、答申を受けた実施機関は、答申の内容を尊重して、裁決を行う。

個人情報の保護制度のあらましについては、23ページから24ページに掲載している。

個人情報の開示請求とは、市が保有している個人情報のうち自分自身の情報の開示を求めることができる制度で、令和4年度は46件の請求があり、詳細な請求の内容については、28ページから31ページに記載のとおりである。

個人情報の開示請求についても、旧個人情報保護条例第19条、令和5年度以降は個人情報保護法第78条の各号に規定されている非開示情報が含まれる場合は、請求に対して一部開示や非開示という決定を行う。

開示請求者は、情報公開制度と同様に、一部開示や非開示の決定に対して不服がある場合は行政不服審査法に基づき審査請求をすることができることとなっているが、令和4年度は本市において個人情報の開示請求に係る審査請求は無かった。過去の審査請求の状況については33ページに記載のとおりである。

また、この審議会に報告されている個人情報取扱事務の令和4年度末時点の件数は、25ページから26ページに記載のとおり484件であり、報告書に記載は無いが前年度と比較し2件増加している。

【質疑応答】

- 令和4年度は非公開決定の件数がこれまでよりかなり多く、一部公開決定も少し多いように見受けられるが、原因等の心当たりはあるか。
- 存在しない文書に対する請求があった場合、文書不存在であることを理由

として非公開の決定を行うこととなるが、令和4年度においては全13件の非公開決定の内、この文書不存在を理由としたものが12件を占めており、もともと市が保有していない文書に対する請求が多くあった。

○ 8ページの項番14や15において「1号、2号、不存在」や「2号、不存在」と非公開理由の該当が複数記載されており、おそらく一部公開決定と文書不存在による非公開決定が混ざった決定がされているものと考えるが、このような場合にはとりあえず一部公開決定のカテゴリーに入れられるということか。

→ 一部公開決定を行うとき、決定通知書中の「行政文書の内容」欄に請求のあった文書の名称等が記載されるが、例えば1件の請求の中で、A、B、Cといった複数の文書が請求された場合であって、A及びBについては一部公開、Cについては不存在のため非公開、となったときには、「行政文書の内容」欄にA及びBを列記したうえでまとめて一部公開決定としている。おそらく項番14や15についてもこのような決定通知書を出しているものと思われる。

○ 統計上は項番14、15等については一部公開の数に含めているということか。

→ 仰るとおり。請求された文書が複数ある場合も、決定通知書は1つにまとめられており、全部非公開の文書が含まれていても公開する文書が他にあれば、1件の決定通知書において一部公開決定としている。

○ 行政文書の公開請求に係る個別の事案について伺う。

1点目、8ページの項番19、20については、同じ請求に対して2つの課が決定しており、19は全部公開、20は一部公開となっている。建築指導課と企画経営課で判断が異なったということか。

2点目、13ページ項番87等、市民ギャラリー廃止事業に関する公開請求が多数行われているが、当該事業はまだ継続中のものか。3号による一部公開という判断が気になった。

3点目、14ページ項番99の「ミティゲーション」とはどのようなことか。どのような支障があつて4号に該当するとの判断に至ったのか。

→ ご質問いただいた内容について順に答える。

まず1点目、8ページの項番19、20については、1つの請求内容に対して、対象となる文書が複数あったことから当該文書の所管が複数の課にまたがったため、それぞれの文書保有課がそれぞれ決定を行ったものとなる。それぞれの決定における公開文書は別の文書であり、同一の文書に対する公開・非公開の判断が課ごとに異なったものではない。建築指導課においては復命書を全部公開とし、企画経営課においては事業経費の内訳に係る文書を3号該当として一部公開としている。

次に2点目、13ページ項番87等の市民ギャラリー廃止事業は、廃止方

針が決まったのが令和5年5月であり、公開請求があった時点では継続中の事業であったことから、3号該当による一部公開等の判断がされている。

3点目、14ページ項番99の「ミティゲーション」とは、「大規模開発による環境への影響を緩和するための保存行為」を指し、本件対象となった文書は、植物の移植元と移植先などを示す一覧表である。このうち、絶滅危惧種に指定されている種や盗掘のおそれのある植物の移植先に係る情報について、これを明らかにすることによりこれらの植物を保護する事務に支障が生じるものとして4号該当と判断されたものとなる。

○ 承知した。項番20番については事業経費の内訳というより3号というより4号に該当するのではないかとも思うが、特に審査請求等はなかったということか。

→ 仰るとおり。

○ 続いて、個人情報の開示請求について伺う。

1点目、29ページ項番7等、開示請求のおよそ半分を占めている職員採用試験の結果の請求について、本来の開示請求手続ではなく簡略化された手続による開示を可能としているところもあるように思うが、茅ヶ崎市において簡易開示の手続はないのか。また、開示する際は試験結果についてどのくらいの範囲を開示しているのか。

2点目、住民票の写し等の請求書というものがいくつか請求されており、全部開示になっているものもあれば、5号該当で一部開示になっているものもある。請求書という書式そのものはだいたい同じものになるのではないかと思うが、個別に5号該当等の判断がされるのはなぜか。

→ ご質問いただいた内容について順に答える。

まず1点目、職員採用試験の簡易手続について、こちらは令和4年度までは、本市の旧個人情報保護条例や告示において簡易手続ができることを定めており、これらに基づき職員課窓口において口頭による簡易請求を行っていたものとなる。個人情報保護法の改正に伴い当該条例及び告示は廃止されたが、適切な本人確認のうえ本人に個人情報を提供することについては、改正後の個人情報保護法と照らしても特に問題はないことから、今後も開示請求手続を介さなくとも引き続き簡易的に開示して差し支えないものと考えている。職員採用試験の結果が請求されたときには、本人の得点及び順位、何人中何位であったかを開示している。

続いて2点目、住民票の写し等の請求書に対する開示請求について、住民票や戸籍等に係る請求では、本人や家族等からの請求のほか、公用請求として市や県等の自治体等から請求されることがあり、このとき公用請求の請求書に対して開示請求があったとき、開示することにより当該機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断して、5号該当の不開示又は一部開示とすることがある。例としては、税の滞納処分等にあたって

市や県等が請求したものであり開示することによって当該滞納処分等の事務に支障を及ぼすおそれがあるときや、請求書中「利用目的」等の欄に記載されている内容に、その市や県等の今後の事業に関して一般に公表されていない情報が含まれており、開示することで当該事業を進めるにあたり支障を及ぼすおそれがあると考えられるとき等が挙げられる。

○ 口頭での開示についてもこの報告書上の件数に含まれているのか。であれば、20人ほどしか請求をしていないように見受けられる。合格不合格の結果を送付する際に順位等をその中で示すことはされていないのか。

→ 仰るとおり。

○ 21ページの審査請求について、こちらは令和4年度中に裁決まで行われているという認識で良いか。本年度中のものはまた別途あるかと思うが、令和4年度中に審査請求があったものについては決定が下されているということになるか。

→ 令和4年度中の請求は21ページ中の4-1及び4-2が該当するが、いずれも令和4年度中に裁決が出ているものとなる。

○ 個人情報保護制度については今年度かなり変わっていると思うが、引き続き情報公開・個人情報保護制度の運用について、適切に行っていただきたい。

4. 議題3 個人情報保護委員会からの検査等結果の通知について

【事務局からの説明】

事務局から、次のとおり個人情報保護委員会により行われた立入検査の結果の通知について資料に沿って報告があった。

個人情報保護法及び番号法に基づき、令和5年8月23日に個人情報保護委員会による立入検査が行われ、このことについて9月29日付で結果の通知があり、本市に対しては改善すべき事項として4点の指摘があった。

まず1点目として、個人情報の漏えい時に個人情報保護委員会へ報告する際の手順書が本市において整備されていなかったことについて指摘があった。この件への対応については、個人情報保護委員会への報告の対象となる事態、期限、流れ等をまとめた手順書を作成し、行政総務課市政情報担当で共有するとともに、全庁共有している漏えい事故発生時の報告フロー図に個人情報保護委員会への報告を入れ込んだものを、11月に改めて全庁周知する予定である。

2点目として、保護管理者に対する研修が計画されていないことについて指摘があった。この件への対応については、個人情報保護委員会が公表している保護管理者向けの研修資料を10月6日付で各課かいに送付し、本市における個人情報管理責任者及び個人情報管理主任に確認を依頼した。

3点目として、個人情報のみを取り扱う課に対して監査を行う計画がないこと

について指摘があった。本市においてはこれまで、個人情報を取り扱っている課のうち、「特定個人情報を取り扱う課」を対象とし、番号法に基づく安全管理措置としての監査を実施しているが、このことについて個人情報保護委員会より「特定個人情報は取り扱っていないが、個人情報のみを取り扱っている課」に対しても個人情報保護法に基づく安全管理措置として監査を行うべきである旨の指摘があったものである。この件への対応については、すでに実施している特定個人情報を取り扱う課を対象とした外部監査とは別に、個人情報のみを取り扱う課に対する内部監査の実施について令和5年度中に庁内調整の上、6年度に実施することを予定している。

最後に4点目として、今回立入検査の対象となったこども育成相談課において管理していたシステムのログの分析が定期的に行われていないことについて指摘があった。この件への対応については、11月からこども育成相談課において四半期ごとに操作ログの点検・分析を行ったうえ結果を課長に報告し、万が一不正が確認された場合には速やかに部長に報告し、対応及び改善を行う運用が行われる。

【質疑応答】

○ 指摘事項に対する個人情報保護委員会への回答はこれからされるという認識で良いか。

→ 仰るとおり。

○ 指摘事項について2点伺う。

まず1点目、個人情報保護委員会へ提出する改善状況報告書については、内容確定後、ホームページ等で公表されるものか。あるいは情報公開請求が行われた際に公開を行うような対象となるのか。

2点目、茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱では、個人情報統括管理責任者及び個人情報監査実施者について、いずれも経営総務部長が担当するものとして規定されているが、一人が両方のポストを兼ねることについて問題はないのか。このことについて今回委員会から指摘は無かったのか。

→ ご質問いただいた内容について順に答える。

まず1点目、改善状況報告書について、現時点ではホームページで公開する予定等はないが、市の行政文書であることから、情報公開請求があった場合は基本的に公開対象になると考えている。

続いて2点目、経営総務部長が二つのポストを兼ねていることについて、本市においては法改正以前からこのような体制としているが、特に運用に当たってこれまで支障が生じなかったことから、令和5年度以降の例規においても引き続き経営総務部長が個人情報統括管理責任者及び個人情報監査実施者を兼ねることとして規定している状況である。個人情報保護委員会に対しては、検査等実施の際にそれぞれの役割について経営総務部長が担ってい

ることを回答しているが、このことについて特に指摘は無かった。

- 昨年雑誌に掲載されていた個人情報保護委員会の参事官の講演録に、番号法に基づく立入検査の結果について、おそらく各自治体を回った所見と思われるが、「研修、監査及びログの分析の対応状況が芳しくなく、基本的な規定、組織、漏えい時対応といった体制整備の不十分な検査先が目立っています」等の記載があった。茅ヶ崎市に対して指摘のあった4点についても、同様の事項と見受けられる。指摘事項が無く終わることが本来望ましいと思うが、中小規模の自治体であると中々完璧な対応が難しい部分もあるのではないかと考えるとともに、個人情報保護委員会の方からも事前にもう少し手厚く指導があれば良かったとも感じる。今回のことを糧として、より良い安全管理措置を取っていただきたい。

→ 承知した。

- 個人情報保護委員会から指摘のあったログの分析については、こども育成相談課での対応ということになるか。

→ 仰るとおり。庁内全体ではなく、こども育成相談課が使用しているシステムに対してログの分析が行われていないことの指摘があり、このことについて対応するものとなる。

- 指摘のあったシステムは基本的には個人情報を取り扱うものであり、当該システムについて四半期ごとにアクセスログを出して確認をとるようにする対応となる、という認識で良いか。

→ 仰るとおり。

- 審議会として内容を確認した。指導のあったところについては対応いただき、報告にあったとおり監査、ログの分析等を適切に実施していただきたい。

5. 議題4 その他

(1) 委員の任期及び市民委員の公募について

事務局から、現在の委員の任期が来年3月末をもって満了となることに伴い、市民委員の公募を本年11月より実施する旨の報告があった。

(2) 次回審議会の日程について

事務局から、次回審議会について来年2月頃に対面での会議の開催を予定しており、後日日程調整を行う旨の報告があった。